

【I-ライフル協会】ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦

ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦基準要綱

1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第3項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満20歳以上の者。ただし、日本スポーツ協会から法第5条の2第1項第1号の推薦を受けている場合にあつては、18歳以上の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）
- (3) 国民体育大会のライフル銃射撃競技に参加する選手又はその候補者と認められる者
- (4) 日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行う運動競技会を含む。）のライフル射撃競技（3姿勢120発競技、3姿勢60発競技、伏射60発競技、伏射40発競技及び伏射20発競技に限る。）に、原則として毎年2回以上又は直近3年間で計6回以上参加し、引き続き年2回以上参加し得る者
- (5) 前号で定める運動競技会における得点に関し次のいずれかを満たす者
 - ① 参加した1回以上の運動競技会で、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定める1級相当以上の点数（別表1級の欄に掲げる点数以上の点数をいう。）
 - ② 参加したすべての運動競技会で、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定める5級相当以上の点数（別表5級の欄に掲げる点数以上の点数をいう。）
- (6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

3. 推薦の手続

- (1) ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦を受けようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。申請にあたって大口径ライフル銃は誓約事項（誓5）に、小口径ライフル銃は誓約事項（誓6）に同意することにより完了する。

- (2)申請者が所属する加盟団体は、電子推薦申請をした者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、承認ボタンを押下する。
- (3)日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についてのライフル銃の技能講習免除推薦依頼書（依 7）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4)日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、以下を日本ライフル射撃協会に交付する。
法第 5 条の 2 第 3 項第 1 号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）別記様式第 15 号の推薦書（推 9）正副各 1 通
- (5)日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本 1 通及び写しを加盟団体に送付する。
- (6)加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7)推薦書は 1 申請につき 1 通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。

4. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ②誓約事項に違反したとき
- ③正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会（加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。）のライフル射撃競技に年 2 回以上参加しなかったとき
- ④その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

5. 取り消しの手続

- (1)日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦を受けた者が取り消しの基準に該当するに当たると認めるときは、推薦取消上申書（上 4）1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2)推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（頼 4）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。

(3)日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書(消4)1通並びに推薦取消通知書(通4)正本1通及び写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。

(4)日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを電子推薦申請を適合と判定した加盟団体に送付する。

附 則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

対象となる競技種目及び基準点(大口径、小口径)

区分		1 級	5 級
3 姿勢種目	120 発競技	960	440
	60 発競技	480	220
伏射種目	60 発競技	540	300
	40 発競技	360	200
	20 発競技	180	100

基準要綱2.(2)の運用について

- 1) 障害者手帳の交付を受けている者は、依託射撃を含めることができる。
- なお、この場合の基準点は、別表1の伏射種目の点数とする。